

令和7年度事業計画

〔I〕策定基調

我が国の経済は、緩やかな回復基調にあるものの、長期化するロシア・ウクライナ戦争や中東情勢の硬直化等も影響し、原油・原材料価格や人件費の値上がりに伴うトータルコストの上昇が続いている。また、米国の第2次トランプ政権の政策によっては世界経済の先行きが不透明になるなど、我々の日常生活や企業経営にとって非常に厳しいものとなっている。

一方、運送業界においては、政府による燃料油価格激変緩和補助金が縮小されただけでなく、時間外労働の上限規制を含む働き方改革関連法の遵守や慢性的なドライバー不足、飲酒運転や交通事故防止の徹底、環境問題への配慮等、様々な課題に直面している。

このような中、今年4月からは多重下請け構造の可視化を目的に、運送契約の書面化や実運送体制管理簿の作成などが義務化され、また、外国人ドライバーの受け入れ体制が本格化するなど、業界を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。

そのため、国の後ろ盾であるトラック・物流Gメンの積極的な活用を勧める一方で、トラックドライバーや荷役作業員の労働力確保・維持に向け、取引環境の改善はもとより、生産性の向上、標準的運賃の収受、商慣行の見直し等の推進を強化し、トラック運送事業の健全な発展を図ると共に、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現と社会的地位の向上を目指すため、次に掲げる最重点施策及び重点施策を積極的に展開していくこととする。

【最重点施策】

- (1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- (2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正な運賃・料金収受等の推進
- (3) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (4) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

【重点施策】

- (1) 燃料費対策等の推進
- (2) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (3) 高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等の整備促進
- (4) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (5) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (6) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (7) 安全な雪道走行対策の推進
- (8) 新技術を活用した物流DXの推進

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

(1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応

① 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

- ・改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者及び荷主企業に対し周知徹底を図る。
- ・商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための周知活動を行う。
- ・福井運輸支局及び福井労働局と連携を図り、福井県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会が引き続き適確に運営されるよう、全ト協等と関係情報を共有し、広報活動や意見・情報交換等の取組みを図る。
- ・トラック運送業における生産性向上を促進するため、荷役作業の効率が上がるテールゲートリフター等装備導入費用の助成を行う。

② 多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

- ・全ト協等と連携し、多重下請構造の実態把握を進めるとともに、大手だけでなく中小運送事業者を含めたトラック業界全体として、多重下請構造の是正を図る。
- ・改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制的措置について周知徹底し、適正な運賃や手数料の収受を図る。

③ 下請法改正への対応

- ・下請法改正に向けて関係省庁と連携し、改正内容については荷主や会員事業者に対して周知徹底を図る。

④ 時間外労働の上限規制 9 6 0 時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

- ・時間外労働の上限規制 9 6 0 時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を図る。
- ・労務管理等の適正化に向け、引き続き関係行政機関が行う個別相談の支援を行う。

(2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正な運賃・料金収受等の推進

① 改正「標準的運賃」及び「標準運送約款」の周知

- ・会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を推進するとともに、荷主に対し周知活動を行う。

② 「標準的運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正な運賃・料金収受等の推進

- ・荷主等に対して「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附帯作業料・待機時間料や高速料金など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう積極的な広報・周知活動を行う。
- ・標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催する。

(3) 交通及び労災事故の防止対策の推進

トラック事業における総合安全プラン2025(2021~2025年度)及び陸上貨物運送事業労働災害防止計画(令和5年度~令和9年度)の目標達成に向け、交通事故・労働災害防止大会の開催及び年間を通した「交通・労働災害死亡事故0運動2025」を展開し、ドライバー等の交通事故防止・労働災害防止への安全意識の向上を図る。

<交通事故防止対策>

① 重大事故抑止に向けた「交通事故防止強化月間」の設定と適切な対応

- ・会員事業者による重大事故の多発や福井県による「交通死亡事故多発警報」の発令等、事故抑止を徹底する必要がある際に、ドライバーへの注意喚起を図るため、「交通事故防止強化月間」を設定し、会員事業所に「事故防止啓発用懸垂幕」の掲示を要請する。
- ・全ト協と連携し、全国統一した事故0(ゼロ)を目指す日を設定し、交通事故防止意識の醸成に努めるとともに、交通事故被害者団体などと連携し、更なる交通事故防止対策の深度化を図る。

② 事業用トラックによる交通事故実態の把握及び事故防止対策の啓発

- ・トラック事業における総合安全プラン2025の目標達成に向け、以下の福井県独自の目標を掲げ、交通事故防止対策を推進する。
 - 福井県車籍の事業用トラックを第一当事者とする死者数及び重傷者数：5人以下
 - 追突事故件数：対前年比20%削減
 - 飲酒運転の根絶
- ・事故分析結果に基づく交通事故実態に即したセミナーの開催や各支部による開催を支援し、交通事故防止対策を強化する。
- ・四季の交通安全運動期間に関係機関と連携し、主要幹線道路での街頭活動の実施や啓発物を配布するなどの交通安全啓発活動に積極的に取り組む。
- ・「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、ホイール・ナットの増し締め徹底等、強化を図る。また、増し締め作業を適切に実施するため、実車を用いた講習会を開催するほか、トルクレンチを有しない事業所への助成を行う。
- ・安全意識並びに運転技能向上を図るため、高度な運転技能と関係法令、車両構造等に係る専門的な知識を競うトラックドライバー・コンテストを開催し、全国大会の上位入賞を目指す。
- ・ドライバーの無事故・無違反等安全運転意識を高揚させるため、5人1組によるトラックドライバー安全運転コンクールを実施する。

③ 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

- ・飲酒運転がなくならない状況を踏まえ、より徹底した運行管理を推進するため、アルコール検知器及びアルコールインターロック装置等導入費用の助成を行う。

④安全対策機器等の普及促進

- ・ドライブレコーダや安全装置の安全対策機器の普及を促進するため、導入費用の助成を行う。

⑤交通安全教育の促進

- ・初任運転者教育に必要な15時間以上の座学のうちの12時間分を、年中受講可能なオンライン講座としてホームページから配信し、ドライバー教育の徹底を図る。
- ・ドライバーの運転技術と管理者の資質向上を支援するため、ドライバー及び運行管理者・整備管理者を対象とした事故防止講習会の開催、指定機関・研修施設が実施する講習会の受講等に対する助成を行う。また、遠隔地でも受講可能なオンライン講習の活用を促進するため、eラーニング方式による整備管理者選任後研修や運行管理者等指導講習（eナスバ）を周知する。
- ・運行管理者の事故防止及び運転者の過労防止に関する任務と責任の重要性に鑑み、運行管理者試験の合格率の上昇に向けた試験対策セミナーをオンライン形式で開催する。

⑥運行管理の高度化への対応

- ・ICTを活用した遠隔点呼、自動点呼の普及を促進し、運行管理の高度化・効率化を図る。

<労働災害防止対策>

⑦労働災害防止対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸災防等関係機関との連携を図りつつ、「第14次労働災害防止計画」を踏まえた陸上貨物運送事業労働災害防止計画に基づき以下の目標を掲げ、労働災害防止対策を推進する。
 - 死亡者数0、死傷者数を前年比5%以上減少
- ・安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

⑧過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、セミナーや啓発資料等を通じて事業者の意識の高揚を図るなど、過労死等防止対策を推進する。

⑨健康状態に起因する事故防止及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進

- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・セミナーやリーフレット等の啓発資料を活用し、食生活、運動、飲酒、喫煙等への対策を通じてドライバーの健康増進に向けた取り組みを推進する。
- ・陸災防等関係機関との連携を図り、メンタルヘルスに関する対策を周知する。

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査費用の助成を行い、S A S対策の普及・強化に努める。
- ・健康経営の取り組みを推進し、定期健康診断の受診率の更なる向上を図るため、受診費用の助成を行う。
- ・脳血管疾患の早期発見、早期治療につながる脳ドック検診の活用を図るため、脳ドック検診費用の助成を行う。

(4)トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

①トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- ・事業者の違反原因行為をしている荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な活用を周知する。
- ・巡回指導等を通じ、事業者から収集した悪質な荷主の情報をトラック・物流Gメンに提供し、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。
- ・トラック・物流GメンとGメン調査員の合同で、荷待ち中のトラック運転手に対して荷主等の違反原因行為に関する情報の聞き取り調査を行い、行政による是正・指導を通じてトラック運転者の労働条件の改善や取引適正化の加速化を図る。

(5)多様な施策による良質なドライバーの人材確保

①若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ・トラック運送業界の労働力確保と定着を図るため、若年層及び女性等の求職者に対して、イベント等を通じて運送業界の現状や社会的役割等を積極的にPRし、イメージアップと求人活動の促進を図る。
- ・19歳で大型免許が取得可能な「特例教習制度」について、全ト協が行う助成制度の活用を周知し、若年層確保の促進を図る。
- ・大型等の運転免許の取得費用と荷役作業に係る技能講習の受講料の助成を行う。
- ・人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、全ト協が行う「運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）」取得助成制度の活用を周知する。

②特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

- ・特定技能制度による外国人ドライバーの受け入れに関心のある会員事業者に向けて、手続きが円滑に行われるよう関係機関と連携を図りながら対応するとともに、全ト協が作成する、技能試験対策や就労後の交通法規が学習できるテキストを提供する。
- ・外国人が母国で取得した運転免許を特定活動期間中に円滑に切り替えできるよう、指定自動車教習所等が実施する講習の費用において、全ト協が行う助成制度の活用を周知する。

③事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、指定研修施設における講座受講を促進する。

- ・事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において経営基盤強化につながる研修を実施するとともに、人材確保等に向けた取り組みについて意見交換を行う。

④人材確保に係る積極的な広報活動

- ・ホームページの求人情報を対外的に周知し、会員事業所の求人活動を支援する。
- ・求職者に対し、就職ガイダンス、業界PR誌の設置等において、物流の仕組みや運送業の仕事内容の紹介と併せて、職業選択の意識の高まりを期待する。

【重点施策】

(1)燃料費対策等の推進

①燃料費対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

- ・燃料高騰分の価格転嫁を促進するため、燃料サーチャージの積極的な活用を推進するとともに、荷主等へ燃料サーチャージの浸透を図るための施策を展開する。
- ・全ト協と連携し、燃料費高騰への情報の収集と対策に努める。

②自家用燃料供給施設整備支援事業の普及促進

- ・会員事業者や協同組合が低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため、自家用燃料供給施設支援事業の普及促進を図る。

③軽油価格動向調査の実施

- ・軽油価格の動向を調査し、会員事業者に最新の情報を提供する。

(2)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①地元国会議員に対する要望活動の実施

- ・税制改正関連に係る自動車関係諸税の簡素化・軽減に向けて、地元国会議員に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。

(3)高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等の整備促進

①大口・多頻度割引の実質50%以上割引及び更なる割引の拡充等

- ・高速道路料金における大口・多頻度割引の実質50%以上割引及び更なる割引の拡充等に向けて、全ト協と連携して要望活動を推進する。

②「重要物流道路」の追加指定等広域道路ネットワークの整備促進

- ・大雪等の災害発生時に安定した物流を確保するため、重要物流道路の追加指定及び2車線区間の早期4車線化や道路設備等の整備・強化、更にはミッシングリンクの解消等が図られるよう要望活動を推進する。

(4)環境・GX対策及びSDGs対策の推進

①エコドライブの徹底に向けた省エネルギー機器の導入及び環境対応車の普及促進

- ・省エネ効果の向上を図るため、燃料消費量の削減効果が高いEMS機器やエコタイヤの導入費用の助成を行う。
- ・アイドリングストップの励行を支援するため、蓄熱式マット、電気式毛布、エアヒー

ター、バッテリー式冷暖房装置等の導入費用の助成を行う。

- ・CO₂や排出ガス削減を図るため、ハイブリッド車や先進環境対応型ディーゼルトラックの導入費用の助成を行う。
- ・電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入において、全ト協が行う助成制度の活用を周知する。

②環境保全活動の推進

- ・事業活動から生じる環境負荷を削減するなど、積極的に環境保全に取り組む事業者に対し、グリーン経営認証の取得や更新を支援する。
- ・燃費改善や安全運転に対する技術の向上と意識の高揚を図るため、ドライバーを対象とした省エネ運転講習会を開催する。
- ・消耗品の有効活用による資源の節約とCO₂削減及びコストの低減を図るため、再生タイヤの導入費用の助成を行う。
- ・ごみのポイ捨てに対する啓発活動としてポスター等の配付をする。

③SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・運輸業界における「SDGs」（持続可能な開発目標）の普及および取り組みを推進する。

(5)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

①D・E事業所の重点化等巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- ・巡回指導は、福井運輸支局と連携し、総合評価がD及びEなどの事業者重点化して実施し、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。また、「適正化事業巡回指導の指針」「巡回指導マニュアル」に基づき、事業者の評価を厳正・公平に行う。
- ・巡回指導の結果、法令を遵守しない悪質事業者に対する早期監査、行政処分を実施する適正化事業実施機関と福井運輸支局との連携スキームを推進する。
- ・法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・巡回指導を通じて、社会保険などの未加入・未納事業者に対し、社会保険などの加入及び保険料の納付の徹底を指導する。
- ・年間又は月間の巡回指導実施目標件数を定めるなど指導の強化を図るとともに、全国の適正化事業指導員研修に参加するなど、指導員として能力の向上を図る。
- ・適正化事業実施機関の諮問機関である評議委員会において、適正化事業実施機関の組織・運営の中立性及び透明性の確保と公正かつ着実な運営を図る。

②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進

- ・全国適正化実施機関が実施する安全性評価事業に関し、制度の概要と認定取得後のインセンティブについて会員事業者への周知を行い、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力する。また、取得率の向上を図るため、協会支部への個別指導やフォローアップを行い、令和8年度までに福井県のGマーク認定取得率45%以上を目指す。
- ・荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる周知とGマーク認定事業所の

利用促進を図るため、Gマークラッピングトラックを増車し走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

- ・Gマークトラックに貼付しているGマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、適正な管理の推進と貼付の促進を図るため、Gマークステッカーの購入費用に助成を行う。

③適正化事業実施機関と国との連携強化

- ・トラック運送事業経営の健全化を図るため、福井運輸支局と開催する連絡会議において、巡回指導の問題点・課題などについて意見交換を行い、指導内容の充実・向上を図る。
- ・福井運輸支局と連携し、速報制度と新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

(6)大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

①関係行政機関との連携強化

- ・国、県、市が実施する防災訓練に参加し、大規模災害に迅速かつ的確に対応でき得る体制を確立する。
- ・関係行政機関が開催する災害対策協議会や検討会に参加するとともに、大規模災害発生時の事業継続及び復旧を図るための整備を進める。

②BCP（事業継続計画）に係る研修など防災に対する意識向上の促進

- ・地震など大規模災害に対する備えやリスク管理を強化するため、BCPに関する有識者や被災経験者等を招いた研修会の開催を進める。また、必要な資機材等を整備し、出動体制の確立を図る。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

(7)安全な雪道走行対策の推進

①冬用タイヤ及びチェーン等装備の充実と装着方法等の指導

- ・冬用タイヤのチェーン装着の充実を図るため、タイヤチェーン購入費用の助成を行う。

②道路交通情報の収集及び周知徹底

- ・関係行政機関の協力のもと、降雪期の道路交通情報をホームページやSNSを利用して提供する。

③関係行政機関との連携強化

- ・国、県、警察等で構成する関係機関との連携を密にし、降雪期の連絡体制を確立する。
- ・各隣接県のトラック協会を通じて、降雪地域を運行する際の早期冬用タイヤ装着やタイヤチェーンの装着・携行の協力要請を呼びかけ、輸送の安全確保の徹底を図る。

④輸送の安全確保に向けた取り組みの実施

- ・大雪等の恐れがある場合は、テレビCMによる注意喚起や国や関係機関との連携により、無理な運送を強要しないよう、荷主に対して理解と協力を求める。

(8) 新技術を活用した物流DXの推進

① 中小事業者に向けた物流DXの推進

- ・令和7年4月から義務化された運送契約の書面の相互交付に対応するため、デジタル化が進んでいない中小事業者に対して、全ト協が作成する書面化アプリケーションの活用を促進する。
- ・業務効率化・生産性向上のための物流DXの取り組みを促進するため、効果的な取り組み方策及び事例を周知する。

[Ⅲ] その他

(1) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上に向けた支援

- ・引越事業者に優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者への認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- ・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政、関係団体との連携を強化する。
- ・引越事業者に必要な不可欠な引越約款や法令等の周知徹底を図るため、引越講習（引越基本講習・引越管理者講習）を開催する。
- ・標準引越運送約款について、ホームページ等により、一般消費者への周知活動を推進する。また、引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。

(2) 広報誌等による会員向けの情報提供及び各種広報媒体を活用したPR対策の推進

- ・多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、ホームページやSNS、メール配信サービスを利用し、新鮮な情報をリアルタイムに発信する。
- ・10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアの活用やイベントの実施等の広報活動を積極的に展開し、業界のPRに努める。
- ・トラック運送業界、関係行政機関の情報やトラック運送事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックニュースふくい」の内容を充実し、会員事業者や関係行政機関等に配布する。
- ・新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関による取材に積極的に対応し、トラック運送業界に対する理解と協力を求める。
- ・荷主等に対し現下の厳しいトラック運送業界の現状を訴えるとともに、適正取引の推進、標準的運賃の収受及び安全性評価事業(Gマーク)・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)等の普及促進に向けて、各種メディアへの広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。
- ・ホームページからの情報収集の効率化に向け、ツールの改修を進めるとともに、SNS等のデジタル媒体の活用により、エッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する。